

対象となるものについて

Q 1 電子メールで提出できるものは請求書だけですか。

A 1 令和3年4月1日以降に発行される請求書、見積書及び領収書（以下「請求書等という。」）が対象になります。

Q 2 押印した請求書等を電子メールで提出できますか。

A 2 押印されていても提出できます。

Q 3 委任状は電子メールで提出できますか。

A 3 委任状は提出できません。

提出方法について

Q 1 電子メールでどのように提出すればいいですか。

A 1 請求書等をPDFデータ（ファイル容量は1MBまで）にして、メールに添付して担当課へ送信してください。
ただし、初めて送信される場合は事前に請求書等を提出する担当課にご連絡ください。

Q 2 FAXで提出できますか。

A 2 FAXによる提出はできません。

Q 3 押印のない請求書等を郵送や持参で提出できますか。

A 3 できます。ただし、必要に応じて発行元を確認させていただきます。

押印を省略した場合の記載について

Q 1 押印を省略した場合、請求書等の記載事項に追記はありますか。

A 1 追記は必要ありません。

Q 2 請求書や見積書が2枚以上にわたる場合に、割印も省略できますか。

A 2 割印は省略できますが、省略する場合は、通番を入れ、各葉が一連であることが分かるようにしてください。